一宮市告示第４８０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の認可を行ったので、同条第１０項の規定に基づき告示する。

令和８年１０月２７日

一宮市長　中野　正康

1　名称

浅野水法町内会

2　規約に定める目的

本会は、次に掲げる事業を行い、良好な地域社会を形成し、及び維持することを目的とする。

(1)　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2)　美化・清掃等区域内の環境の整備

(3)　集会施設の維持管理

3　区域

(1) 一宮市浅野字紅楳野42番及び50番から63番まで

(2) 一宮市浅野字白山の区域

(3) 一宮市浅野字堀金１番から４番及び26番から85番まで

(4) 一宮市浅野字水屋高の区域

(5) 一宮市浅野字水法の区域

(6) 一宮市浅野字古屋敷１番から79番、82番から91番及び105番から111番まで

(7) 一宮市浅野字中道の区域

(8) 一宮市浅野字畑屋敷の区域

(9) 一宮市浅野字福寿庵３番、４番、13番及び37番から90番まで

(10)一宮市浅野字長割の区域

(11)一宮市浅野字大茶木の区域

(12)一宮市浅野字下垂の区域

4　事務所

一宮市浅野字中道34番地

5　代表者の氏名

氏名　浅野　泰宏

6　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

7　職務代行者の選任の有無

無

8　代理人の有無

無

9　認可年月日

令和８年10月27日